

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 借入する物品の名称及び数量

県営住宅管理システム用サーバ 6 台

(2) 仕様

別添「仕様書」のとおり

(3) 借入期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日まで（5 7 か月）

(4) 借入場所

長崎県庁行政棟 3 階サーバ室（長崎市尾上町 3 番 1 号）

(5) 入札の場所及び期日等

〔期日〕 令和 7 年 8 月 6 日（水） 1 4 時 0 0 分

〔場所〕 長崎県庁行政棟 6 階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 2 の(1)の部局へ確認すること。

(6) 申請書等の提出について

ア 「一般競争入札参加申請書」及び、物品が、長崎県が要求する仕様を満たしていることを証する「機能等証明書」、物品が確実に納入できることを証する「納入証明書」、保守業務が確実に行われることを証する「保守体制整備証明書」を令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 1 7 時まで、2 の(1)の部局に持参、または郵送し提出すること。郵送の場合は、特定記録郵便により期限内必着のこと。

なお、提出した書類について、説明を求められたときはこれに応じること。

イ 前項で提出した証明書は、証明書提出期限の翌日から令和 7 年 8 月 4 日（月）までに審査し回答するものとし、要求する仕様等を満たしていないと判断された場合には、入札に参加することができない。

(7) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合は F A X での提出も可とする。（F A X の場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）なお、郵送・F A X による場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 TEL：095－894－3102

長崎県土木部住宅課管理班 FAX：095－894－3464

〔提出期限〕 令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 1 7 時 0 0 分まで

※ 回答については令和 7 年 8 月 1 日（金）までにホームページに掲載する。

(8) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書、委任状等は別添様式に示すものを利用すること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(あ)入札保証金等は、入札書受領期限日までに提出すること。

(い)見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000 万円以上
- (b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- (c) 1,000 万円未満

(う)入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認するため、入札書とは同封しないこと。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

イ 契約保証金

(あ) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(い) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。
- なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満

(う) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、入札執行回数は、3 回を限度とし、最低制限価格は設定しない。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(12) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から 5 日以内（県の休日を除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に定める物品の資格（種別＝借入、分類＝リース・レンタル、品目＝0A 機器類）を得ている者のうち、長崎県内に本店を置いている者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850－8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

〔名 称〕 長崎県土木部住宅課管理班

〔電 話〕 095－894－3102

(2) 入札参加資格を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和 7 年 7 月 29 日（火） 17 時までの間（県の休日を除く）

イ 仕様書、申請書様式の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕 〒850－8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

〔名 称〕 長崎県土木部住宅課管理班

（長崎県のホームページから入手することもできる。）

〔電 話〕 095－894－3102